

2011年4月1日

エコマーク商品類型 No.119「パーソナルコンピュータ Version2.5」認定基準の 軽微な改定について

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の趣旨

エコマーク商品類型 No.119「パーソナルコンピュータ Version2」の認定基準では、省エネルギー設計の基準として、ノート型パソコン、デスクトップ型パソコン等については、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」の特定機器「電子計算機」の平成19年度目標基準値を、ディスプレイについては「国際エネルギースタープログラム」（2006年1月1日版）を、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」と整合をとる形で引用していた。

グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の変更が2011年2月に閣議決定され、省エネルギーの基準がそれぞれ改定されたのを受けて、エコマークの認定基準においても、整合をとる形で改定を行うこととした。

2. 改定内容

別紙のとおり

赤字部分を変更

4-1.環境に関する基準と証明方法

(5) 製品は、添付4「パソコンの省エネルギー設計」に適合すること。ただし、シンクライアント、キーボードおよびマウスは、本項目を適用しない。

【証明方法】

申込者は添付4「パソコンの省エネルギー設計」へ必要事項を記入し、提出すること。

※ 変更部分は、添付4の中身になります。

3. 改定日：2011年4月1日

添付4 チェックリスト「パソコンの省エネルギー設計」(対応認定基準：4-1.(5))

- ・対象製品：ノート型パソコン、デスクトップ型パソコン、一体型パソコン、CRT モニタ、LCD モニタ
ただし、シンクライアントは本項目を適用しない。
- ・デスクトップ型パソコンで本体とモニタを同時に申込み場合は、1. と 2. 両方を記入して下さい。

発行日： _____

発行者：会社名 _____

1. ノート型パソコン、デスクトップ型パソコン、一体型パソコンはこちらに記入して下さい。

2. CRT/LCD モニタ はこちらに記入して下さい。

(以下の3項すべてが「はい」であることが必要です。)

(以下が「はい」であることが必要です。)

リストNo.	要求	項目への適合
1	「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」の特定機器「電子計算機」の平成19年度目標基準値である表1の基準エネルギー消費効率を上回らないこと。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2	電源スイッチを備え、「オフ」状態での消費電力は1W未満であること。本体が、電源スイッチ「オフ」状態で他の機能（時計への電源供給、モデムまたはLANによるwake信号の監視、バッテリーの充電状態の監視および機器状態を機器利用者に認知させるためのLED点灯機能など）を作動させなければならない場合、消費電力は5W以下であること。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3	比較的長期間（少なくとも4週間）にわたって機器の電源プラグを電灯線のコンセントから抜いておいても、機器の機能に障害が生じないこと。（日付、時刻といったタイム情報の喪失は障害とみなさない）。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

リストNo.	要求	項目への適合
1	「国際エネルギースタートプログラム」におけるディスプレイ（モニタ）の基準（2006年1月1日以降）である表2の基準を満たしていること。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

表2 国際エネルギースタートプログラムにおけるディスプレイ（モニタ）の基準値

オンモード（稼働時）消費電力	スリープモードへの移行時間	スリープモード消費電力	オフモード消費電力
≤23W（1メガピクセル未満） ≤28XW（1メガピクセル以上）	≤30分	≤2W	≤1W

※ Xはメガピクセル数（例：1,920,000画素＝1.92メガピクセル）

表1 省エネ法における基準エネルギー消費効率

パソコンの種別	区分			基準エネルギー消費効率
	入出力用信号伝送路の本数	主記憶容量	区分名	
クライアント型パソコン 〔電池駆動型以外〕	2本以上4本未満	6ギガバイト未満	i	0.027
	2本未満	2ギガバイト以上 6ギガバイト未満	j	0.0048
		2ギガバイト未満	k	0.0038
クライアント型パソコン 〔電池駆動型〕		1ギガバイト以上 6ギガバイト未満	l	0.0026
		1GB未満	m	0.0022

添付 4-2 チェックリスト「パソコンの省エネルギー設計」(対応認定基準: 4-1.(5))

- ・対象製品: CRT モニタ、LCD モニタ
- ・デスクトップ型パソコンで本体とモニタを同時に申込み場合は、1. と 2. 両方を記入して下さい。

発行日:

発行者:会社名

2. CRT/LCD モニタ はこちらに記入して下さい。

(以下が「はい」であることが必要です。)

リスト No.	要求	項目への適合	添付書類
1	「国際エネルギースタートプログラム」におけるディスプレイ (モニタ) の基準である表 2 の基準を満たしていること。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	国際エネルギースタートロゴ使用製品届出書(ディスプレイ)の届出書等を添付して下さい。(添付 4-2A)

表2 ディスプレイに係るモード別消費電力の基準

	オンモード 消費電力 (W)	スリープモード 消費電力 (W)	オフモード 消費電力 (W)
対角線画面サイズ 30 インチ未満 画面解像度 1.1MP 以下	$\leq 6 \times MP + 0.05 \times A + 3$	≤ 2	≤ 1
対角線画面サイズ 30 インチ未満 画面解像度 1.1MP 超	$\leq 9 \times MP + 0.05 \times A + 3$		
対角線画面サイズ 30 インチ以上 60 インチ以下	$\leq 0.27 \times A + 8$		

- 備考)
- 「MP」はディスプレイ解像度 (メガピクセル) を、「A」は可視画面面積 (平方インチ) をそれぞれ表す。
 - 「オンモード」とは、ディスプレイが電源に接続され、すべての機械的 (ハード) 電源スイッチが入っており、主機能である画像の表示を実行している状態をいう。また、オンモード消費電力は、算定式の算定結果の小数点以下第 2 位を四捨五入したものとす。
 - 「スリープモード」とは、ディスプレイが電源に接続され、すべての機械的 (ハード) 電源スイッチが入っており、接続されている機器からの信号受信、又はスリープタイマーや占有センサーのような内部機能の誘因事象により低電力モードに入っている状態 (接続されている機器からの信号受信又は内部機能の誘因事象により、当該モードから復帰可能であること) をいう。
 - 「オフモード」とは、ディスプレイが電源に接続され、電源スイッチによる起動を待機し、いかなる機能も提供していない状態 (使用者が当該モードから復帰させるために機械的スイッチを操作しなければならない) をいう。
 - 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタートプログラムの制度運用細則 別表 2-2」による。

様式第 1-2 (A 4 縦)

年 月 日

経済産業大臣 殿

国際エネルギースターロゴ使用製品届出書 (ディスプレイ)

国際エネルギースターロゴを使用する製品について、以下のとおり申請します。

記

1. 問い合わせ先

会社名：

担当者： 所属 役職 氏名

T e l : F a x :

e - m a i l :

2. 仕向地

該当する国又は地域に○をつけてください。その他を選択した場合は、国・地域名及び試験電圧・周波数を記入してください。

日本 ・ 北米 ・ 台湾 ・ 欧州 ・ 豪州 ・ ニュージーランド
その他 (/ V、 Hz)

3. 製品名等

- ・ディスプレイ技術について該当するものに○を付けてください。その他を選択した場合は、使用しているディスプレイ技術を記入してください。

	陰極線管 (CRT)
	液晶ディスプレイ (LCD)
	プラズマディスプレイ (PDP)
	発光ダイオード (LED)
	その他 ()

- ・以下の基本情報を記入してください。

ブランド名			
型 式 (型番号又は型名)			
シリーズ名		適合モデル数	
発売時期 (年月)			

注) シリーズ登録方法: シリーズ (又は製品群) を代表するモデルについて、その測定値等を報告します。別表第 2-2 の 4. に記載される「製品群 (シリーズ) の適合について」を参照し、シリーズ代表モデルを「型式」に記入してください。更に「シリーズ名」、及び代表モデルを含めた「適合モデル数」を記入の上、本届出書の 6. に、シリーズの全適合モデル名/型式 (記号*等による省略表記可) 等を記載してください。

- 以下の機器構成を記入してください。また、□部については、該当する項目を■に塗りつぶしてください。

可視対角線画面サイズ (インチ)			
解像度	水平×垂直 (ピクセル数) = (ピクセル数) = (メガピクセル数)	×	=
画面寸法 及び面積	幅×高さ (インチ) = (平方インチ)	×	=
インターフェース (複数選択可)		<input type="checkbox"/> アナログ	<input type="checkbox"/> デジタル
電力源		<input type="checkbox"/> 交流壁コンセント	<input type="checkbox"/> バッテリー装置 (ACアダプタ付属)
		<input type="checkbox"/> データ/ネットワーク接続	
一体型テレビチューナー		<input type="checkbox"/> 有り	<input type="checkbox"/> 無し

注) 解像度 (メガピクセル) は、水平×垂直により算出されたピクセル数をメガピクセルに換算し、小数点以下第 4 位で四捨五入して、小数点以下第 3 位までの数値で記入する。

注) 画面面積は、画面寸法の幅×高さにより算出された数値を小数点以下第 1 位で四捨五入し、整数で記入する。

- 自動明るさ調節 (ABC) 機能

初期設定における ABC 機能の設定状況について該当するものに○を付けてください。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有効	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 無効	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ABC 機能無し
--------------------------	-----------------------------	--------------------------	-----------------------------	--------------------------	-----------------------------------

- 外部電源装置

外部電源装置と共に販売される場合は、適合又は準拠のどちらかに○を付けてください。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 準拠
--------------------------	-----------------------------	--------------------------	-----------------------------

注) 適合：米国エネルギースターの該当する基準 (外部電源装置基準) を満たし、届出されている製品

準拠：届出されていないが、米国エネルギースターが規定する方法で測定した場合に、米国エネルギースターの該当する基準を満たす製品

- 電力管理要件

初期設定において有効にされているものに○を付けてください。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> スリープへの自動移行機能
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> オフへの自動移行機能

4. 消費電力等

オンモード、スリープモード及びオフモードのいずれかにおいて、1 台目の測定結果が適合基準値を満たしていても基準値から 15% の範囲に含まれる場合は、更に 2 台を追加測定し、すべての動作モードについて、追加測定の結果及び 3 つの測定データによる平均消費電力を記入してください。

- 別表第 2-2 の 2. (7) を参照し、試験用に設定した垂直走査周波数及び画素形式を報告してください。□部については、該当する項目を■に塗りつぶし、「その他」を選択した場合は、空欄に数値等を記入してください。

	CRT ディスプレイ	LCD 及びその他の固定画素形式のディスプレイ
垂直走査周波数	<input type="checkbox"/> 75Hz	<input type="checkbox"/> 60Hz <input type="checkbox"/> その他推奨値 (Hz)
画素形式 (水平×垂直)	×	×

注) CRT ディスプレイの場合、画素形式は 75Hz における最高解像度の推奨値とする。
 LCD 及びその他固定画素形式のディスプレイの場合、画素形式は基本水準とする。

①オンモード要件

・輝度設定値

可視対角線画面サイズが 30 インチ未満の CRT ディスプレイ及び初期設定において ABC 機能無効/無しの固定画素形式ディスプレイについては、オンモード試験において設定した輝度を報告してください。規定輝度に設定した場合には該当する項目の□を■に塗りつぶし、ディスプレイの最大輝度が既定輝度未満である、又は最小輝度が既定輝度を超える場合は、これら最大輝度又は最小輝度を試験に使用し、「その他」欄に報告してください。

可視対角線画面サイズ 30 インチ未満	
CRT ディスプレイ	LCD 及びその他の固定画素形式のディスプレイ ABC 機能無効/無し
□100 cd/m ² □その他 (cd/m ²)	□175 cd/m ² (解像度 1.1MP 以下) □200 cd/m ² (解像度 1.1MP 超) □その他 (cd/m ²)

・高周囲光及び低周囲光条件における測定値

初期設定において ABC 機能が有効なディスプレイの場合は、2. で○を付けた仕向地に対する高周囲光条件における測定値 (P_h) 及び低周囲光条件における測定値 (P_l) を報告してください。

仕向地	オンモード消費電力測定値 (W)					
	データ 1		データ 2		データ 3	
	P _h	P _l	P _h	P _l	P _h	P _l
日本						
北米・台湾						
欧州・豪州・ニュージーランド						
その他 ()						

・オンモード消費電力基準値及び測定値

適用される基準値を記入し、2. で○を付けた仕向地に対する測定値を報告してください。初期設定において ABC 機能が有効なディスプレイの場合は、上記の各周囲光条件における測定値から算出した加重平均値 (P₀₁) を記入してください。

仕向地	基準値 (W)	オンモード消費電力測定値 (W)			
		データ 1	データ 2	データ 3	平均値
日本					
北米・台湾					
欧州・豪州・ニュージーランド					
その他 ()					

②スリープモード要件

- ・スリープモード消費電力測定値

2. で○を付けた仕向地に対する測定値を報告してください。

仕向地	基準値 (W)	スリープモード消費電力測定値 (W)			
		データ 1	データ 2	データ 3	平均値
日本	2				
北米・台湾					
欧州・豪州・ニュージーランド					
その他 ()					

③オフモード要件

- ・オフモード消費電力測定値

2. で○を付けた仕向地に対する測定値を報告してください。

仕向地	基準値 (W)	オフモード消費電力測定値 (W)			
		データ 1	データ 2	データ 3	平均値
日本	1				
北米・台湾					
欧州・豪州・ニュージーランド					
その他 ()					

④輝度測定要件

- ・輝度測定値

可視対角線画面サイズが 30 インチ以上 60 インチ以下のディスプレイについては、輝度測定値を報告してください。

輝度測定値 (cd/m ²)

注) 輝度測定値は、小数点以下第 1 位で四捨五入し、整数で記入する。

5. 測定機関 (自社又は第三者機関名) ()

6. その他

- ・測定装置の仕様及びその精度等
- ・シリーズ登録する全モデル名等

シリーズ名	適合モデル数	適合モデル名 (型式)	備考

注) 代表型式を含め、シリーズ登録により届出する全適合モデル名 (型式) を記入してください。